公 表 第 12 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から 当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年11月8日

久留米市監査委員 山 口 文 刀 久留米市監査委員 樋 口 明 男 久留米市監査委員 佐 藤 晶 二 久留米市監査委員 石 井 俊 一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 令和5年度 部局名: 総合政策部

		指摘事項等	措置状況等
意見	監査	かる経費は、全額公費で負担することとされ、また、汚水処理にあっても分流式下水道は公共用水域の水質保全のために一定の公費負担が必としてた応分の、地方財政計画においても繰出金としてた応分の公費負担を行わなければ、その負担構造を歪めることから、事業量に見合を歪めることをなる。令和5年度の久留米市の普通交付税算定の基本となる基準財政需要額の一定割合を寛百万円が道となる。事業債の償還額の一定割合を第一日が発達をであり、一般会計繰出金15億67百万円税は一般財源であり、一般会計繰出金15億67百万円税は一般財源であるものの、前述のとおり下水道事業には公長、予算編成部局の総合政策部として、令和7年度予算は道算内訳を明確にした適正な額に見直して、議会に損索されたい	円を繰り出してきております。しかしながら、近年、 重要施策として進めている浸水対策事業の多くが下水 道事業で行っており、これまでと雨水処理費の状況が 大きく異なってきていることからも、線出金を見直す 必要性については十分認識をしております。 令和5年度は、総合政策部と企業局において協議を重 ね、見直しの方向性について共通認識をした検討を行っ す。現在は、見直し内容における基準財政需要財政よう な、普通交付税算定における基準財政計まえて、 者についても参考としながら、 費についても参考としながらままいります。 か、料金改定後の下水道事としながままえて、 引き続き企業局と協議を重ねてまいります。
意見	事務監査	土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社のあり方については、以前から定期監査のヒアリングにおいて、他市の状況や業務の有効性と効率性の観点から、見直しについて意見してきた。また、令和5年度の定期監査においては、令和5年度中に方針を示すように意見している。しかしながら、統廃合を前提として検討を進めていると説明はされているものの、進展が見られないようである。ついては、課題整理を進めたうえで、両公社の今後について、早急に結論をまとめられたい。	への影響など、統廃合等によって生じる課題等の整理、長期保有地等の課題への対応について、法的な整理や他自治体での対応方法などの調査を踏まえ、検討を進めております。その中で、確認した様々な課題を速やかに整理し、両公社の今後について意思決定を行ってまいります。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 令和5年度 部局名: 協働推進部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	自治会活動について、にまる員の負担が大いのの 市民の声が多い。特にとする様々ななの配布を 国覧などについて、世のとないの配連えるにではないのでははでではないでではないでではないでではないでではないでではないでで	自治会は、久留とは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので